

平成30年7月1日

患者さんご家族の皆さまへ

病 院 長

診療等に関する説明の時間について

全国的に医師の長時間労働に伴う健康被害が問題となっており、厚生労働省より、すべての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みが求められています。これは、患者の皆さまへ提供する医療の質や安全を確保するためにも、医師が疲弊せずに働ける環境を整備することが重要であるからです。

以上の観点から、医師による診療等に関する説明を原則として平日17時までに終了するようにいたします（平日夜間、土日祝は実施していません）。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、緊急時などやむを得ない場合はその限りではございません。